

本厚木駅周辺

空店舗出店支援補助金

を活用して、中心市街地の空店舗
に出店してみませんか？

NEW!

出店支援
補助

30万円

※期間限定
(お問合せください)

改装費補助

50万円(上限)

家賃補助

月額**5万円**(上限)

※最大12ヶ月

申請は随時受付中！詳しくは市HPもしくは裏面をご覧ください。

厚木市 空店舗補助金

検索



お問い合わせ 厚木市産業振興部商業にぎわい課

R5.6.19発行

☎(046)225-2840

✉3800@city.atsugi.kanagawa.jp

1 対象業種

日本標準産業分類の大分類I・J・K・L・M・N・O・P・Q・Rに掲げる業種
(卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、
宿泊業、飲食サービス業【ただし、小分類766を除く。】、生活関連サービス業、娯楽業、教育、
学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業【他に分類されないものに限る。ただし、
中分類94及び96並びに小分類934を除く。】)

2 対象店舗

本厚木駅周辺の商業地域を中心とする100ha内にある空店舗で、次のいずれかに該当するものを対象とする。(対象エリアについては別紙または市HPを参照)

- (1)店舗又は事務所の用に供していた施設のうち、現に営業していないもので、次のいずれかに該当するもの
 - ア 前入居者の賃貸借契約終了日から、新たに締結する賃貸借契約期間初日の前日までの期間が3箇月以上のも
 - イ 前入居者の営業終了日から、新たな入居者の営業開始日前日まで期間が3箇月以上のも
- (2)新築し、又は増築した店舗で、当該建物の保存登記をした日から3箇月以上経過しても、なお利用されていないもの

3 補助要件

次の事項をすべて満たすことが、補助の要件になります。

また、交付決定後であっても、要件に違反した場合、補助金の交付を取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を求めることがあります。

- (1)市区町村税の滞納がないこと。
- (2)出店に際し建築関係法令等の許可等が必要な場合は、その許可を取得していること。
- (3)空店舗の所有者及び管理者の親族でない者であること。
- (4)次のいずれかに該当する事業を除く、別表第3に掲げる業種の事業を営もうとする者であること。
 - ア 法令に違反するもの
 - イ 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - ウ 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める業種及びこれに類するもの
- (5)中心市街地内での移転でないこと。
- (6)土曜日及び日曜日に営業すること。
- (7)正午から午後2時までの時間帯を含めた営業時間とすること。
- (8) **商店会に加入すること。**
- (9)大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗(当該店舗内に出店するテナント店舗を含む。)でないこと。(10)子育てパスポートAYUCOのサポーター店舗に登録すること。
- (11)事務所又は事業所の用に供する場合にあっては、来街者を対象とした事業であること。
- (12) **営業開始日から3年以上、同一の場所で事業を継続すること。**
- (13)一つの空店舗内に出店する複数の店舗で構成される集合店舗(テナント店舗を含む。)でないこと。
- (14)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に基づく中小企業者であること。

4 補助の種類、対象経費

- (1)家賃補助
家賃の2分の1以内(月額5万円を限度とし、12箇月以内)で店舗部分に限る。
※敷金、礼金、駐車場、共益費、仲介手数料等賃貸借契約に関する諸費用は除く。
※フリーレントの月がある場合、その期間を12箇月から差し引く。
- (2)改装費補助
改装費の2分の1以内(50万円を限度)で、内装、外装、空調、水回り設備等にかかる費用
※備品購入や機材購入費などは除く。
- (3)出店支援補助
出店に関わる経費への補助(30万円) ※期間限定(お問い合わせください。)

5 審査

関係書類を提出いただいた後、審査会(年4回開催予定)において、事業内容、収支計画等を総合的に判断し、中心市街地活性化への貢献の観点から審査を行い、予算の範囲内で補助の決定をします。